植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、このうち２箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る１箇所についても山形県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成元年12月22日に都市計画決定され、平成11年12月24日に変更決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、一般国道13号は交通事故による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、米沢市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県米沢市役所

○国土交通省告示第千三百十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十四年十一月十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

船舶安全法第八条の規定に基づき船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十四年十一月一日

二　登録番号　３

三　登録船級協会の名称　Det Norske Veritas AS

四　住所　Veritasveien 1, 1322 Høvik, Norway

五　代表者の氏名　Henrik O. Madsen

六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
神戸承認センター	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング９階
神戸支部	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング８階
横浜支部	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
広島支部	広島県広島市東区光町１丁目12番16号　広島ビル７階

○国土交通省告示第千三百十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ二第二項の規定に基づき、次の証書発給船級協会の登録をしたので、同条第三項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十四年十一月十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

船舶安全法第二十九条ノ二第二項の規定に基づき証書発給船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十四年十一月一日

二　登録番号　３

三　登録船級協会の名称　Det Norske Veritas AS

四　住所　Veritasveien 1, 1322 Høvik, Norway

五　代表者の氏名　Henrik O. Madsen

六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
神戸承認センター	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング９階
神戸支部	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング８階
横浜支部	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
広島支部	広島県広島市東区光町１丁目12番16号　広島ビル７階

○国土交通省告示第千三百十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十四年十一月十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項の規定に基づき船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十四年十一月一日

二　登録番号　３

三　登録船級協会の名称　Det Norske Veritas AS

四　住所　Veritasveien 1, 1322 Høvik, Norway

五　代表者の氏名　Henrik O. Madsen